

2024年4月1日

住友生命保険相互会社

シンガポール駐在員事務所の設立について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」）は、2024年4月1日付でシンガポール駐在員事務所を新たに設立しました。

1. 設立の狙い

3月18日付で完全子会社化した関連法人 Singapore Life Holdings Pte. Ltd.（以下「シングライフ」）※との関係強化を図り、シングライフの有するビジネスモデル等のノウハウを住友生命グループのお客さまの利便性向上や経営効率化に繋げるべく、シンガポールに駐在員事務所を設立しました。

今後は、グループシナジーの発揮・最大化に向けた取組みを現地からもサポートしていきます。

さらに、アジア域内の市場調査や新規投資に関する調査などの取組みによって、海外事業を通じた収益の拡大、事業の継続性強化につなげていくことも目指していきます。

※ 詳細は右記URLを参照ください。 <https://www.sumitomolife.co.jp/about/newsrelease/pdf/2023/240318.pdf>

2. シンガポール駐在員事務所の概要

名 称：住友生命保険シンガポール駐在員事務所

設 立：2024年4月1日

駐在員事務所長：米田 健二

所 在 地：6 Shenton Way, OUE Downtown 2, #09-08, Singapore

事 業 内 容：本社によるシングライフに対する経営管理の現地サポート、域内の市場調査
および新規投資に関わる調査

以上